

(1) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について

① 計画の策定

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画を定めなければならないこととされています。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）>

**第六条** 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

**2** 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

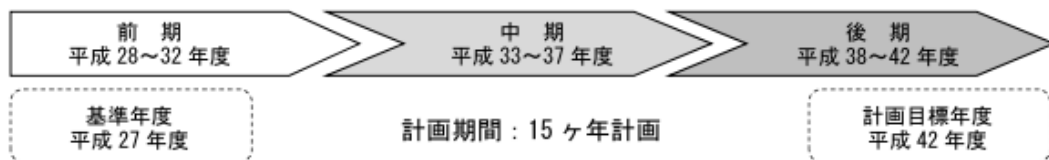
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

**3** 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

**4** 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

本圏域における計画策定に当たっては、第6条第3項で規定する「他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」といったこと等を踏まえ、本組合と組織市町が連携して策定を行いました。

- <計画名称> 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画
- <対象市町> 鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
- <計画期間> 平成28年度から令和12年度までの15年間
- <策定年月> 平成28年5月
- <計画内容> 別添基本計画（概要版・本編）
- <その他> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は別計画として策定済み



計画期間【H28策定一般廃棄物(生活排水)処理基本計画より抜粋】

## ② 計画の改訂（見直し）

本計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とする中、策定より5年を経過したことから、この度国の計画策定指針を踏まえ、次のとおり計画の見直しを行うこととします。

- 計画数値と実績数値との比較
- 生活排水処理率等の目標達成状況
- 基本方針に係る具体的施策内容の取組み

## ③ 今後のスケジュール(案)について

時 期	内 容	備 考
令和3年		
10月中旬	第2回審議会	計画改定(案)審議 期間約3週間
11月上旬	パブリックコメント	
12月中旬	第3回審議会(予定)	
令和4年		
1月上旬	答申	